

特別管理産業廃棄物処分量許可証

住 所 千葉県八千代市上高野1728番地5

氏 名 株式会社東亜オイル興業所

代表取締役 安池 慎一郎

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。 第14条の5第1項

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和3年11月9日

許可の有効年月日 令和8年1月26日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

油水分離、焼却及び混合による中間処理

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 油水分離による中間処理に係るもの

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

イ 焼却による中間処理に係るもの

(ア) 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、

(イ) 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）、

(ロ) 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）、

(ハ) 特定有害産業廃棄物（廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリに限り、1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

ウ 混合による中間処理に係るもの

(ア) 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、

(イ) 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1及び2のとおり

3 許可の条件

特別管理産業廃棄物の処理及び保管に当たっては、処理施設、排ガス処理施設及び保管施設の維持管理を徹底することにより、飛散・流出を防止するとともに、悪臭の発散を防止し、敷地境界における臭気指数を1.4以下とすること。

(続く)

(許可証の続き)

4 許可の更新又は変更の状況

平成 6 年 1 月 27 日 新規許可

平成 31 年 4 月 10 日 更新許可 (優良認定)

令和 3 年 10 月 1 日 変更届 (保管施設の変更)

令和 3 年 11 月 9 日 変更許可 (事業の区分に混合による中間処理を追加)

5 規則第 10 条の 16 第 2 項の規定による許可証の提出の有無 有・無

契約書添付用



許可証別紙1

事業の用に供する全ての施設（その1）

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
廃油の油水分離施設 (施行令第7条第4号) (昭和55年3月18日届出)		30.0m ³ /日	2	千葉県八千代市 上高野字木戸場 1728番5, 1728番12, 1728番13, 1728番14, 1728番15, 上高野字中野 1822番3, 1823番3, 1826番3
汚泥及び廃油等の焼却施設 (施行令第7条第3号, 第5号, 第8号, 第13号の2) (昭和55年3月18日届出)		38.5 t/日	1	
廃プラスチック類等の焼却施設 (施行令第7条第3号, 第5号, 第8号, 第13号の2) (昭和55年3月18日届出)		5.0 t/日	1	
混 合 施 設		廃油, 廃アルカリ 37m ³ /日 (令和3年9月27日)	2	
保管施設	廃油の受入槽	2.5m ³	2	
	廃油の貯留槽	100m ³	2	
		120m ³	1	
		10m ³	1	
	廃油保管施設	13m ² 20m ³ (ドラム缶102本)	1	
		13m ² 20m ³ (ドラム缶102本)	1	
	廃酸保管施設	13m ² 20m ³ (ドラム缶102本)	1	
	廃アルカリ保管施設	13m ² 20m ³ (ドラム缶102本)	1	
	廃酸の貯留槽	30m ³	1	
	廃アルカリの貯留槽	30m ³	1	
廃プラスチック類等の 保管施設	45m ³	1		
燃え殻の保管場所	1.0m ³	1		

(以下余白)

許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設 (その2)

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
保管施設	ばいじんの保管場所	24m ³ (コンテナ内フレコン保管)	1	千葉県八千代市 上高野字木戸場 1728番5, 1728番12, 1728番13, 1728番14, 1728番15, 上高野字中野 1822番3, 1823番3, 1826番3
	廃油の貯留槽	30m ³	3	
	廃油保管施設	33m ² 43m ³ (ドラム缶216本)	1	
	廃アルカリ保管施設	7.5m ² 9.6m ³ (ドラム缶48本)	1	

(以下余白)

契約書添付用

